

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁組一発第487号
令和7年9月9日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課長

居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進について（通達）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）において、居住安定援助計画の認定に係る居住安定援助賃貸住宅事業者等の欠格事由に暴力団排除条項が整備され、令和7年10月1日に施行されることに伴い、警察庁においては、暴力団排除を推進するため、国土交通省及び厚生労働省と協議の上、別添1「居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進に関する合意書」のとおり合意し、令和7年10月1日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察において事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本件に関しては、国土交通省住宅局安心居住推進課長等から別添2「居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進について」（令和7年9月9日付け国住心第300号、社援保発0909第2号、社援地発0909第3号、障障発0909第3号、老高発0909第1号）が発出されているので、参考とされたい。

記

1 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が暴力団員等に該当するもの
- (3) 法人であって、その役員又は使用人のうちに暴力団員等に該当する者があるもの
- (4) 個人であって、その使用人のうちに暴力団員等に該当する者があるもの
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 都道府県警察の対応

(1) 照会に対する回答

ア 居住安定援助計画の認定申請にかかる審査及び確認を行う場合その他必要がある場合、当該認定を受けようとする居住安定援助賃貸住宅事業者、認定を受けた居住安定援助賃貸住宅事業者又は地位の承継の承認を申請する者（以下「申請者等」と

いう。)が1の排除対象者に該当するか否かについて、当該認定を主管する都道府県及び市町村の課(以下「認定制度主管課」という。)の長(以下「認定制度主管課長」という。)から認定制度主管課の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長(以下「暴力団対策主管課長等」という。)に対し、文書(別添合意書別記様式第1号)により照会が行われる。

イ 照会を受けた暴力団対策主管課長等は、当該申請者等が1の排除対象者に該当するか否かについて確認し、該当の有無について、認定制度主管課長に対し、速やかに文書(別添合意書別記様式第2号)により回答すること。

(2) 通知

暴力団対策主管課長等は、2(1)による照会以外で、認定を受けた居住安定援助賃貸住宅事業者等が1の排除対象者に該当すると認められる事実を確認した場合は、当該事実の確認された区域を管轄する都道府県又は市町村の認定制度主管課長に対し、合意書別記様式第3号により速やかに通知すること。

3 保護対策

暴力団対策主管課長等は、認定制度主管課の職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言及び指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講ずること。

別添2は省略

居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁組一発第 486 号
国 住 心 第 300 号
社援保発 0909 第 1 号
社援地発 0909 第 4 号
障 障 発 0909 第 2 号
老 高 発 0909 第 2 号
令 和 7 年 9 月 9 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
鎌 谷 陽 之

国土交通省住宅局安心居住推進課長
田 中 規 倫

厚生労働省社会・援護局保護課長
竹 内 尚 也

社会・援護局地域福祉課長
野 崎 伸 一

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
大 竹 雄 二

老健局高齢者支援課長
濱 本 健 司

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 43 号）による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）の施行に伴い、居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除を徹底するため、警察庁並びに国土交通省及び厚生労働省は、都道府県警察（以下「警察」という。）と都道府県及び市町村（※注 1）の居住安定援助賃貸住宅事業の認定制度を主管する課（以下「認定制度主管課」という。）（※注 2）との間での業務運用について、下記のとおり合意する。

（※注 1）認定主体は、市の区域においては当該市の長、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉に関する事務所を設ける町村の区域においては当該町村の長、その他の区域については当該区域を管轄する都道府県知事とされている。

（※注 2）認定制度主管課は、住宅部局が担う場合、福祉部局が担う場合、これらの部局が分担・共同して担う場合など各都道府県又は市町村においてそれぞれ決定される。

記

1 合意書の趣旨

認定制度主管課は、住宅セーフティネット法第40条第1項に定める居住安定援助計画の認定申請にかかる審査及び確認を行う場合その他必要がある場合は、住宅セーフティネット法第42条第4号、第6号から第8号まで（同条第4号に該当する場合に限る。）及び第9号の規定（以下「暴力団排除条項」という。）に定める者を排除するため、警察に対して、当該認定申請を行っている居住安定援助賃貸住宅事業者等の暴力団排除条項該当性について照会するものとする。

警察は、認定制度主管課からの照会に対して当該居住安定援助賃貸住宅事業者等の暴力団排除条項該当性について回答するものとする。

2 照会の対象

照会の対象は、居住安定援助賃貸住宅事業者等、すなわち居住安定援助計画の認定申請を行っている居住安定援助賃貸住宅事業者、認定を受けた居住安定援助計画の変更に係る認定申請又は届出を行っている認定事業者その他の認定事業者及び住宅セーフティネット法第45条に基づき地位の承継の承認を申請する者とする。

この際、居住安定援助賃貸住宅事業者等が法人の場合は、その代表者及び役員並びに使用人（居住安定援助賃貸住宅事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。）を、個人の場合は、その使用人を、個人であって営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その代表者及び役員を含む。）を、建物の転貸借が行われている場合は、当該建物の所有者及び転貸人を、それぞれ含むこととする。

なお、住宅セーフティネット法第40条第4項に規定する援助実施者と住宅確保要配慮者を入居させる賃貸人とが異なる場合であって、これらの者が共同して認定申請を行うときは、同項の規定に基づき、これらの者は一の居住安定援助賃貸住宅事業者とみなされることから、当該援助実施者及び賃貸人の両方が照会対象となる。

3 排除の対象

- (1) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（住宅セーフティネット法第11条第1項第4号及び第42条第4号）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その代表者及び役員を含む。）が暴力団員等に該当するもの（住宅セーフティネット法第42条第6号）
- (3) 法人であって、その役員又は使用人のうちに暴力団員等に該当する者があるもの（住宅セーフティネット法第42条第7号）
- (4) 個人であって、その使用人のうちに暴力団員等に該当する者があるもの（住宅セーフティネット法第42条第8号）
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配する（※注）者（住宅セーフティネット法第42条第9号）

（※注）「事業活動を支配する」とは、

- ① 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。
- ② 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかに問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結していること。

4 照会及び回答の要領

(1) 照会

認定制度主管課の長（以下「認定制度主管課長」という。）は、当該認定制度主管課が所在する都道府県を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、居住安定援助賃貸住宅事業者等の暴力団排除条項該当性の有無について文書（別記様式第1号）に加え、当該居住安定援助賃貸住宅事業者等の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、住所等をエクセルのファイル形式（別記様式第1号別添。拡張子.csv）により記録した電磁的記録媒体（CD-R等をいう。以下同じ。）を用い、暴力団対策主管課長等に通知することにより行うものとする。

(2) 回答

暴力団対策主管課長等は、当該居住安定援助賃貸住宅事業者等の暴力団排除条項該当性を確認し、該当性の有無について、認定制度主管課長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

なお、暴力団対策主管課長等は、暴力団排除条項該当性の確認に際して、より詳細な情報が必要となる場合は、認定制度主管課長に対し、更なる資料等の提出を求めることができるものとする。

(3) 警察が自ら通知する場合

暴力団対策主管課長等は、4（1）による照会以外で、居住安定援助賃貸住宅事業者等が暴力団排除条項に該当する事実を確認した場合は、当該事実の確認された区域を管轄する認定制度主管課長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通知し、必要な措置を執ることを求めるものとする。

(4) 当該事業者への通知

暴力団対策主管課長等から、居住安定援助賃貸住宅事業者等に排除対象に該当する事由があるとの回答・通知が行われた場合には、認定制度主管課長は、当該居住安定援助賃貸住宅事業者等に対し、その理由を付した認定拒否通知又は認定取消通知の発出その他必要な措置を執るものとする。

5 照会等に関する留意事項

(1) 照会担当及び通知窓口は、都道府県、市町村の認定制度主管課（住宅部局、福祉部局等）である。

(2) 暴力団対策主管課長等と認定制度主管課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手交で行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手交により難いと認められる特段の事情があるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

(3) 別記様式第1号から第3号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

6 情報管理の徹底

暴力団対策主管課長等と認定制度主管課長は、本合意書に基づく照会等その他両者間で行われる情報交換に係る情報については、照会等手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他情報管理に万全を期すものとする。

7 連携の強化

暴力団対策主管課長等と認定制度主管課長は、照会の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除対策を推進するものとする。

8 保護対策

暴力団対策主管課長等は、暴力団員等による居住安定援助賃貸住宅事業への不当介入事案があった場合、積極的に事件化を検討するとともに、必要に応じて、認定制度主管課職員等関係者に対する保護対策を適切に実施するものとする。

9 その他

- (1) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁並びに国土交通省及び厚生労働省において、その都度協議の上、決定するものとする。
- (2) 本合意書に基づく業務の運用は、令和7年10月1日から開始するものとする。

以上

別記様式は省略